

規制改革会議公開討論 御説明用資料

**平成20年10月30日
国 土 交 通 省**

(1) 首都圏空港の戦略的活用 について

**(ア) 羽田の更なる国際化の推進等 (再拡張
(2010年) 後)**

(イ) 首都圏空港のキャパシティ拡大に向けて

首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能拡充プラン

～「世界と結ぶ成田」と「世界に開く羽田」の一体的活用による国際航空機能の最大化～

- 首都圏空港（成田・羽田）における国際線の拡充については、国のみで決定できるものではなく、千葉県をはじめとする地元自治体等の協力を得て進めることが不可欠。以下の考え方を基本に、今後、地元自治体等の関係者によく相談。

<2010年に向けた施策>

2010年の供用開始当初の首都圏空港(成田・羽田)の増枠を最大限活用し、国際航空機能を最大化

羽田空港 国際定期便を昼夜合わせて約6万回就航

〔昼間：約3万回〕

羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線を展開

- ✓ 羽田の増枠は、管制官及びパイロット双方の慣熟により安全を確保しつつ段階的に実施するが、供用開始当初の増枠分をできるだけ(約3万回)国際線に振り向ける。
- ✓ 羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、更に、北京、台北、香港まで就航。

〔深夜早朝：約3万回〕

欧米を含む世界の主要都市に就航し、首都圏全体の国際航空機能を24時間化

- ✓ 騒音問題により成田が閉鎖されている深夜早朝(23時～翌6時)に、国際定期便を就航させ、首都圏空港一体として国際航空機能の24時間化を実現。
- ✓ 23時～翌6時の時間帯だけでは欧米便等について旅客利便性の良いダイヤの設定が困難であり、また、成田では6時台の出発・22時台の到着がないこと等を踏まえ、6時台・22時台に羽田からの国際線の就航を可能とし(これまで羽田は6時台の到着・22時台の出発のみ特定時間帯として国際線の就航が可能)、同時時間帯を成田と羽田の国際航空機能をリレーするための時間帯(リレー時間帯)として活用。これにより、欧米をはじめとした世界の主要都市へ国際旅客定期線の就航を実現。

成田空港 国際定期便を約2万回増

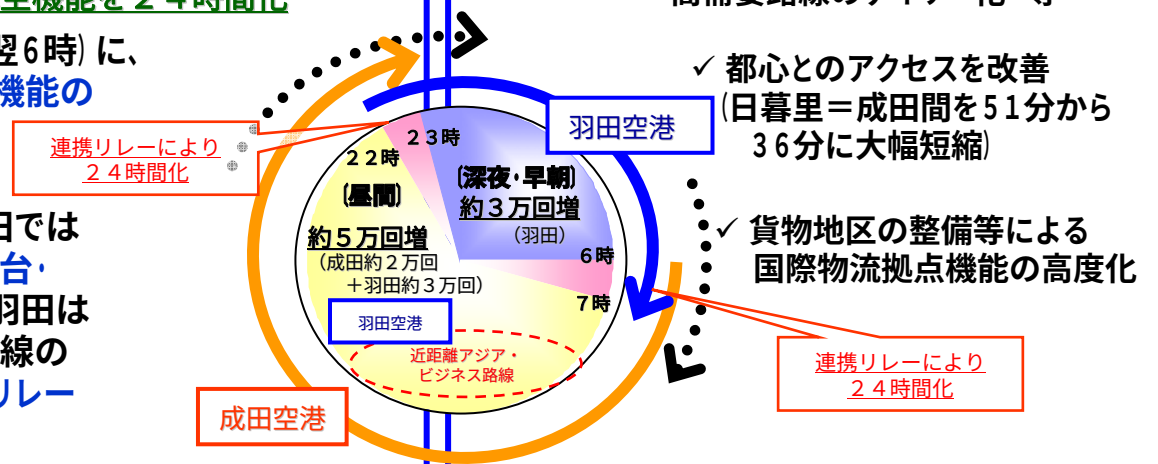
豊富な国際線ネットワークを更に強化

- ✓ 約2万回の増枠を国際線に充当して、我が国の国際航空需要に応える。

- ・滑走路延伸を踏まえた長距離路線の充実
- ・需要の伸びの著しいアジア諸国と国際ネットワークの拡充
- ・高需要路線のデイリー化 等

- ✓ 都心とのアクセスを改善(日暮里＝成田間を51分から36分に大幅短縮)

- ✓ 貨物地区の整備等による国際物流拠点機能の高度化



上記の具体的施策を実現できるよう所要の航空交渉を精力的に推進

<2010年以降の将来の方向性>

成田・羽田両空港を一体的に活用し、増大する首都圏航空需要に24時間通して質・量ともに最大限対応

- 首都圏の空港容量については、2010年以降、約17万回（成田:約2万回、羽田:昼間約11万回、深夜早朝約4万回）の段階的な増枠を予定（これにより、現在でも国内・国際合わせて発着回数、旅客数ともにアジア最大である首都圏空港の機能を更に強化。）

現在のアジアの主要都市の空港の発着回数の実績

東京（成田・羽田）	上海（浦東・虹橋）	北京	香港	ソウル（仁川・金浦）
52.6万回 (2010年以降、さらに 17万回 増加)	41.0万回	37.7万回	29.0万回	27.7万回

- さらに、当該増枠によっても、概ね10年後には首都圏の空港容量が再び満杯になると予想されるため、管制、機材、環境、施設等あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討。
- 羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間（6時～23時）は、羽田のアクセス利便性を活かせる路線を中心として国際線の増加を推進。
成田からの国際線就航のない深夜早朝は、欧米をはじめとした世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能を24時間化。
- 成田は、世界各地との豊富なネットワークを有する我が国最大の国際空港としての強みを一層強化。
さらに、成田新高速鉄道等の空港アクセス改善の進展を踏まえ、国内線も充実。
- なお、個々の具体的施策は、地元自治体や航空企業等の関係者の意見を十分に踏まえて推進。
また、空港容量の拡大に伴う騒音問題等の社会的コスト負担についても留意。

首都圏に所在する飛行場

いわゆる首都圏二次空港の活用については、各空港固有の事情及び地域需要を勘案しつつ検討すべき

- 米軍基地である横田飛行場については、首都圏西部地域の航空需要に対応し、首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすものとして、その活用を図ることが適当
→ 平成18年10月より、日米両政府間によるスタディ・グループでの検討を開始し、開始から1年以上を経過したが、日米間で更なる調整が必要

- 自衛隊基地である百里飛行場については、茨城県を中心とした関東北部地域の航空需要に対応し、首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすものとして、その活用を図ることが適当
→ 21年度中の共用化に向けて引き続き整備を進める

横田飛行場

調布飛行場

東京国際空港

百里飛行場

成田国際空港

- なお、調布飛行場については、滑走路長が短いため就航機材、運航距離等の制約を受けること、市街地の中の飛行場として安全・騒音対策に配慮し地域の生活環境の保全を図る必要があること等活用に向けた検討に当たっては解決すべき課題が多く、検討の対象とはしていない

(2) 空港の管理・運営制度の 在り方

(ア) 空港会社等の外資規制の在り方

(イ) 空港整備特別会計の見直し等の在り方

空港インフラへの規制のあり方に関する検討について

- 空港インフラへの規制のあり方に関する基本的な方策については、公正かつオープンな投資環境の整備による対日投資促進と、安全保障のための空港などの基本インフラの機能確保の両立という要請に如何に応えるかについて検討を行った結果、他の関係法令も含め、諸外国における政府の関与のあり方等も参考にしつつ検討を行い、年内のできるだけ早い時期に結論を得ることとされた。
- このため、内閣官房長官及び国土交通大臣の下に「空港インフラへの規制のあり方に関する研究会」を開催し、検討を行っているところ。
(研究会開催日…第1回:8月7日、第2回:9月8日、第3回:9月25日、第4回:10月9日、第5回:11月6日、第6回:11月27日、第7回12月11日)
- 研究会には、空港・航空政策にとどまらず、対日投資促進など経済全般、安全保障・危機管理、会社法、M & A、金融、企業会計、法曹など幅広い分野の学者、専門家、実務家が委員として参加。
- また、政府全体で一体となって検討を進めるため、関係省庁連絡会議を適宜開催(第1回連絡会議:8月8日)。

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案の取扱いについて(平成20年2月29日閣僚懇談会了解)(抄)

2. 標記法律案における指定空港会社(例:成田空港株式会社)や指定空港機能施設事業者(例:日本空港ビルデング株式会社(羽田))制度の導入に際し、「外資の積極的な導入による開かれた日本の実現」と「安全保障のための空港などの基本インフラの機能確保」の両立という要請に如何に応えるか検討を行った結果、当面以下の対応を図ることとする。
 - (1) 「安全保障」に対する脅威への対応については、内資、外資併せて幅広く議論を深める必要があり、行為規制のあり方、資本への規制のあり方等、指定空港会社や指定空港機能施設事業者への規制のあり方について、他の関係法令も含め、諸外国における政府の関与のあり方等も参考にしつつ検討を行い、年内のできるだけ早い時期に結論を得る。
 - (2) その際、平成19年6月22日の閣議決定に則り、安全保障を確保する方策を検討し、完全民営化が所期の効果を発揮できるようにするための措置を講ずることとする。
 - (3) (前略)上記(1)及び(2)の検討結果を踏まえて所要の法改正等を行う。

空港インフラへの規制のあり方に関する研究会委員

座長 落合 誠一	中央大学法科大学院教授	座長代理 山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科長・商学部長
伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授	大崎 貞和	株式会社野村総合研究所主席研究員
櫻谷 隆夫	公認会計士(櫻谷公認会計士事務所)	勝 悦子	明治大学副学長(国際交流担当)・政治経済学部教授
佐山 展生	GCAサヴィアングループ(株)取締役、 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	中条 潮	慶應義塾大学商学部教授
中谷 和弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授	三笥 裕	弁護士(長島・大野・常松法律事務所)
森本 敏	拓殖大学海外事情研究所所長	柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科准教授
		山本 雄二郎	成田空港地域共生委員会代表委員

社会資本整備事業特別会計 空港整備勘定の概要

《役割》

航空輸送需要の増大に対処して空港・航空保安施設整備等の促進と維持運営の円滑化を図るとともに、受益と負担の関係を明確にしつつ所要の財源を確保するため、歳入歳出を一般会計と区分して管理し、経理内容を明確にするため設けられたもの。

《事業の概要》

一般会計からの繰入金（一般財源、航空機燃料税収入の11/13相当額）、航空事業者等から徴収する空港使用料、財政融資資金からの借入金等を財源として、大都市圏拠点空港を中心とした空港整備事業、空港周辺の環境対策事業、航空管制施設等の新設・改良工事等の航空路整備事業、空港等の維持運営事業等を実施。

